

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

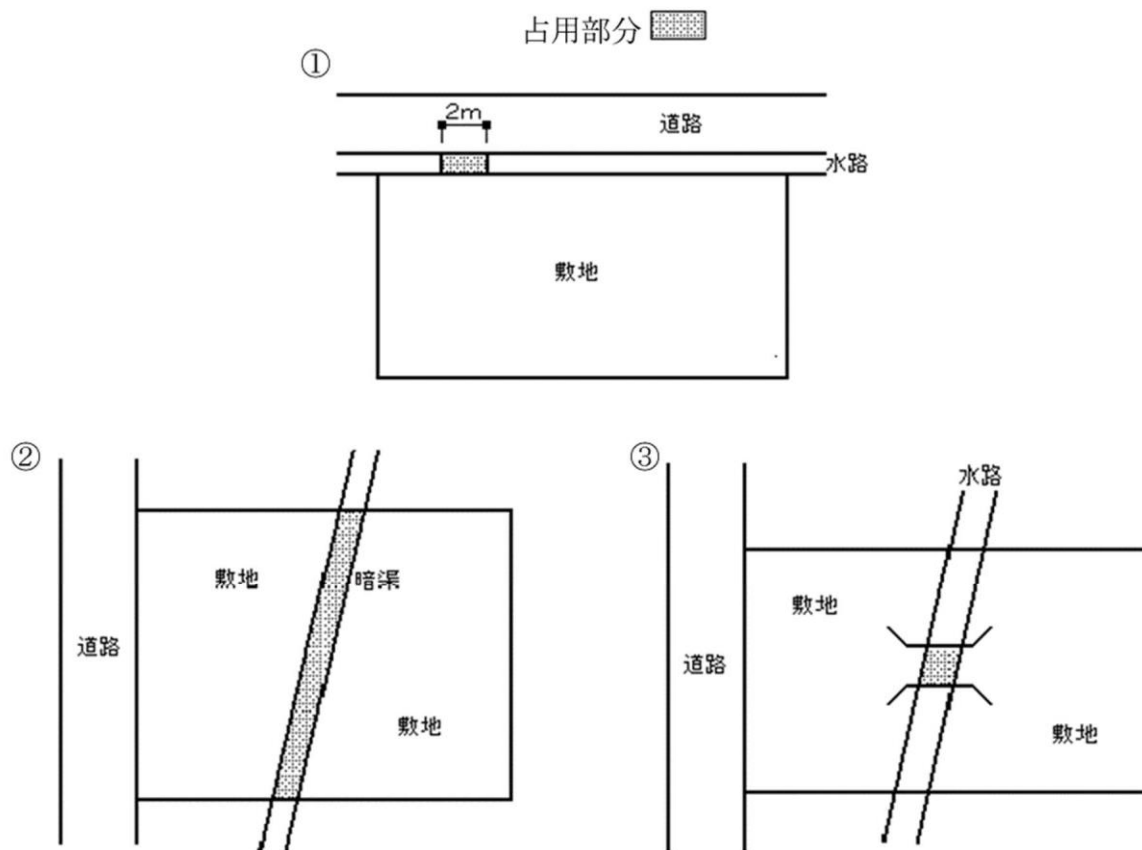
2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-a-001	解釈

施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 令和2年7月1日
 廃止年月日

事例 敷地内水路を占用した場合の敷地面積の取扱いについて



占有部分は敷地面積に算入しない。

ただし、占有の条件が、建築物を建築できるものである場合は、算入する。

なお、占有部分を敷地面積に算入する場合は、確認申請書に地名地番を記入する。

【関係法令等】

- ・法第43条
- ・令第1条第1号

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-b-002	解釈

施行年月日 昭和61年8月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 法第28条第2項の規定による居室の換気上有効な部分としての窓、その他の開口部として、閉鎖状態で通常使用される用途の建築物の出入口等も含まれるか。

含まれる。

【関係法令等】

・ 法第28条2項

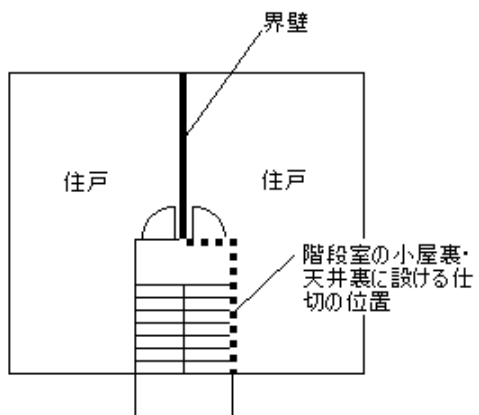
コード番号	取扱い区分
2-b-004	指導

施行年月日 平成5年2月25日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

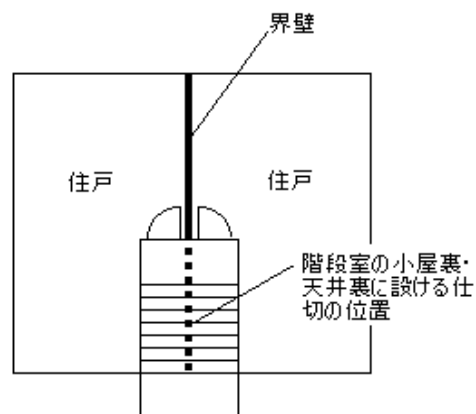
事例 階段室型共同住宅の界壁について

延焼防止のために、階段室の小屋裏・天井裏についても界壁と同様に準耐火構造で仕切る。

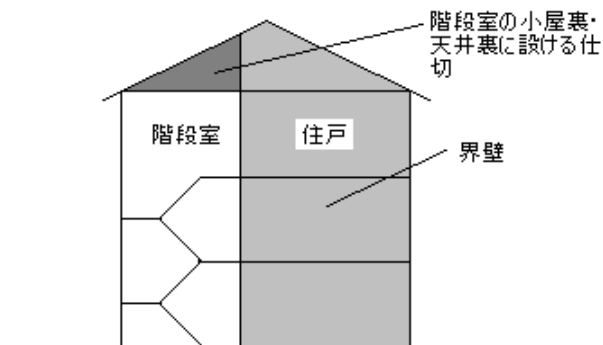
例1)



例2)



断面図)



※「建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）」

（43.長屋又は共同住宅の各戸の界壁 1)界壁の範囲及び構造）参照。

【関係法令等】

- ・法第36条
- ・令第114条第1項
- ・建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）

コード番号	取扱い区分
2-b-005	解釈

施行年月日 平成5年12月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 令第20条第2項第1号の公園、広場、川その他これらに類する空地について

令第20条第2項第1号の公園、広場、川その他これらに類する空地は次の表に掲げるものとする。

公園	1. 都市公園法による公園又は緑地 2. 公共団体が管理する公園又は緑地
広場	公共団体が管理する広場
川	河川法に基づく河川(準用河川を含む)
その他これらに類する空地	1. 線路敷地(高架橋は除く) 2. 公有水路(都市下水路を含む)※ 3. 赤道※ 4. 都市計画公園で築造済のもの又は事業認可されており空地となっているもの

※公有水路・赤道については幅や形態により各特定行政庁の判断とする。(永続性が担保されるものに限る。)

【関係法令等】

- ・法第28条第1項
- ・令第20条第2項

コード番号	取扱い区分
2-b-006	解釈

施行年月日 平成8年4月1日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 採光のための開口部を設けることを要しない居室について

1. 湿温度調整を必要とする作業を行う作業室

次に掲げる居室は、法第28条第1項ただし書きに規定する「湿温度調整を必要とする作業を行う作業室」に該当する。

- (1) 大学の実験室、研究室、調剤室等湿温度調整を必要とする実験室、研究、調剤等を行う居室（小学校、中学校又は高等学校の生徒用の実験室を除く。）
- (2) 厳密な湿温度調整を要する治療室、新生児室等

2. その他用途上やむを得ない居室

次に掲げる居室は、法第28条第1項ただし書きに規定する「用途上やむを得ない居室」に該当するものとする。

開口部を設けることが用途上望ましくない居室

- ① 大音量の発生その他音響上の理由から防音措置を講ずることが望ましい居室。
 - ア 住宅の音楽練習室、リスニングルーム等、(遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなものに限る。)
 - イ 放送室（スタジオ、機械室、前室等で構成されるものをいう。)
- ② 暗室、プラネタリウム等現像・映写等を行う為自然光を防ぐ必要のある居室（小学校、中学校又は高等学校の視聴覚室を除く。)
- ③ 大学の実験室、研究室、消毒室、クリーンルーム等放射性物質等の危険物を取り扱うため、又は遺伝子操作実験、病原菌の取扱い、滅菌作業、清浄な環境の下での検査、治療等を行う上で細菌若しくはほこりの侵入を防ぐため、開口部の面積を必要最小限とすることが望ましい居室

【関係法令等】

- ・法第2条第4号、法第28条第1項
- ・令第19条
- ・平成7年5月25日付建設省住指発第153号

コード番号	取扱い区分
2-b-007	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 学校体育館のステージとアリーナを結ぶ段々状のものは、令第23条の階段各部の寸法の適用を受けるか

階段（上下階へ昇降するための段々状の構造物）とならなければ、令第23条の適用は受けない。

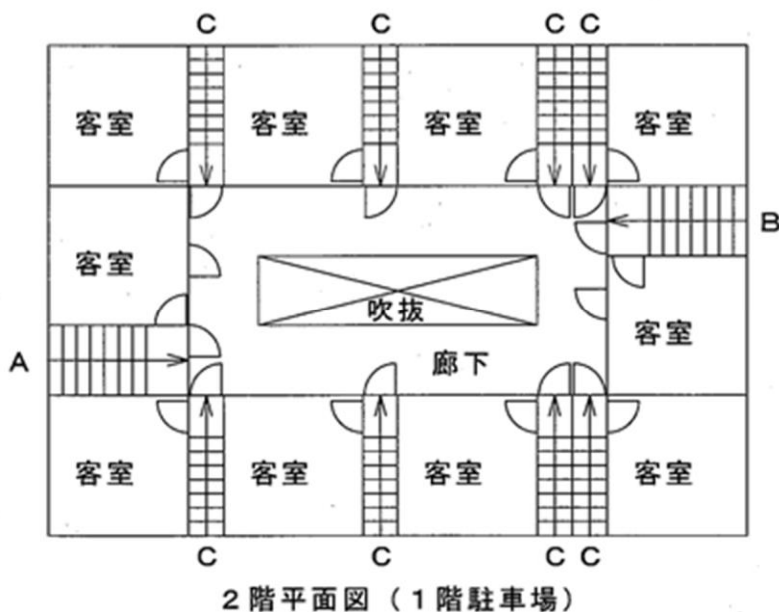
【関係法令等】

- ・ 法第35条、法第36条
- ・ 令第23条

コード番号	取扱い区分
2-b-008	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 モーター類似用途等の階段幅の規制について



原則として、令第23条第1項表(三)により、直上階の居室の床面積の合計が200平方メートルを超えると、階段幅は120センチメートル以上必要となる。

ただし、令第121条により2方向避難、重複距離が特定の階段(A、B)により満足すれば、C階段の幅は120センチメートルなくてもよい。

【関係法令等】

- ・令第23条
- ・令第121条

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-c-003	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成14年4月1日
廃止年月日

事例 木造の布基礎について

木造建築物は剛性が低いので特に基礎の一体化が必要である。そのため外周部に布基礎をまわすほか、軸組みの下には布基礎を置き、それと外周基礎と一体的に結びつけることとする。なお、構造耐力上主要でない部分については束石等で足りる。

(参考)

建設省告示第1347号第1第4項

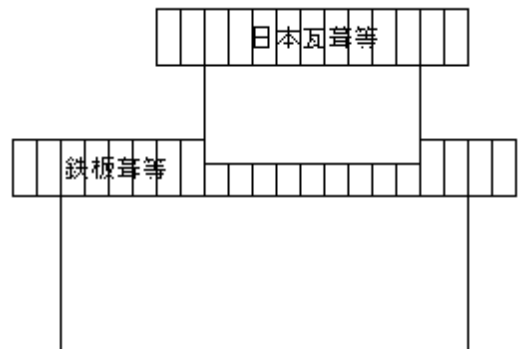
【関係法令等】

- ・法第20条
- ・令第38条、令第42条
- ・H12告示第1347号

コード番号	取扱い区分
2-c-005	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 屋根の重さが異なる筋違いの算定について



1階の構造耐力上必要な軸組みの算定をする場合、原則として1階部分のすべてについて瓦葺き等の係数を採用する。

【関係法令等】

- ・法第20条
- ・令第43条、令第46条第4項
- ・H12告示1352号

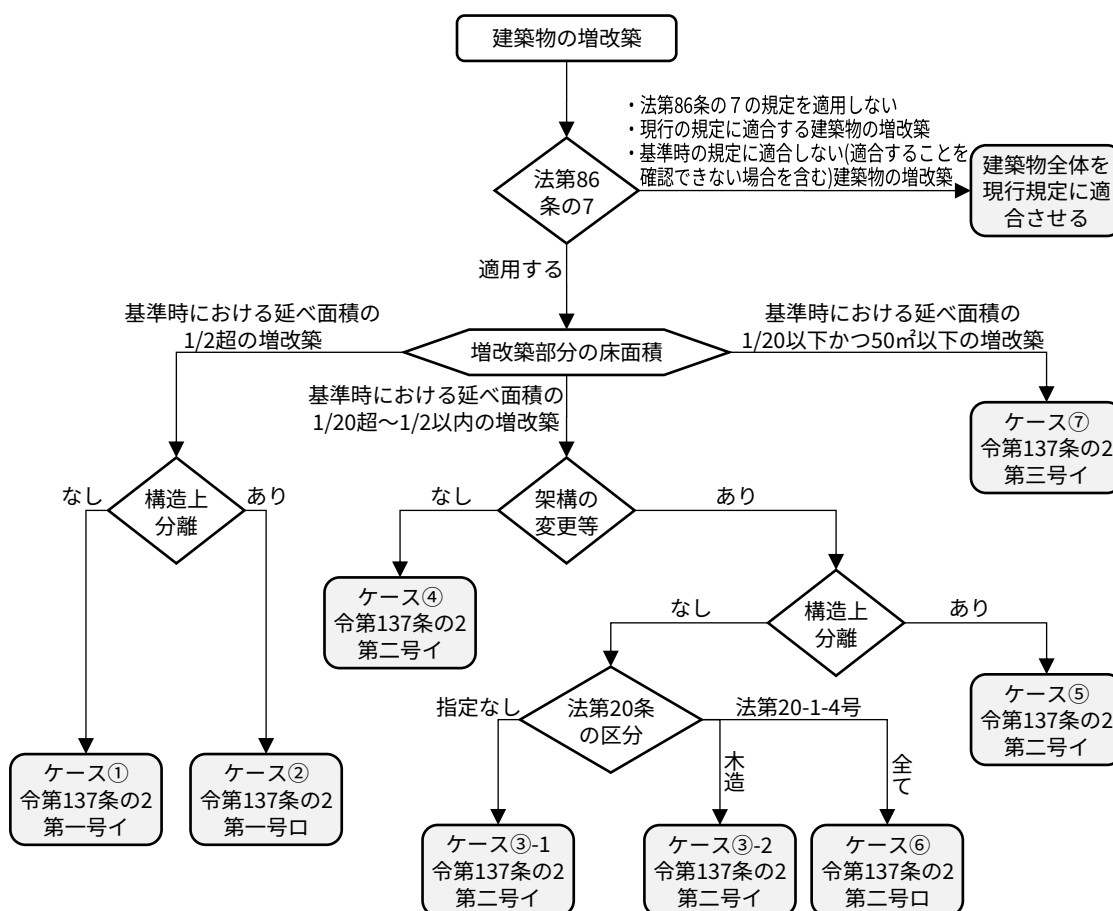
コード番号	取扱い区分
2-c-008	解釈

施行年月日 昭和61年8月1日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 既存不適格建築物の増改築において緩和適用される構造規定について

構造規定において既存不適格建築物となる建築物の増改築を行おうとする場合で、法第86条の7の規定に基づき制限の緩和を受けようとする場合の構造検討例は以下のとおり。

既存不適格建築物の増改築における緩和適用フロー例



(注意事項)

1. 法第86条の7の規定を適用する場合の既存建築物は、検査済証の交付を受けかつ既存不適格の状態である、又は検査済証の交付を受けていないが実態として既存不適格の状態であると認められること。
2. 令第137条の2各号の規定は、より上位の号の基準を採用することも可能である。
3. 「架構の変更等」とは、増改築前の建築物の架構を構成する部材から追加又変更をすることをいう（架構の変更等に該当しない例：吹抜き部分増床による増築であって既存架構の変更等がない場合）。
4. コード番号1-a-009の別棟とみなす渡り廊下を適用し増改築する場合においては、接続建築物又は渡り廊下をそれぞれ別の建築物とみなすことから、既存不適格建築物に遡及適用しないものとする。

既存不適格建築物の増改築において緩和適用される構造規定のパターン例

<p>ケース①</p> <p>・令第137条の2 第一号イ</p> <p>・H17年告示第566号 (以下「告示第566号」) 第1</p>	<p>【建築物全体】</p> <p><input type="checkbox"/>令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔令-イ(1)〕</p>	
	<p>【既存部分】</p> <p><input type="checkbox"/>耐久性等関係規定に適合〔令-イ(3)〕</p> <p><input type="checkbox"/>屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現 行規定に準ずる規定に適合〔告第1-1号〕</p> <p><input type="checkbox"/>屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁につ いて、現行規定に準ずる規定に適合〔告第1-2号〕</p>	<p>【増改築部分】</p> <p><input type="checkbox"/>令第3章第1節～第7節の 2(仕様規定)、令第129条 の2の3(設備構造規定)に 適合〔令-イ(2)〕</p>
<p>ケース②</p> <p>・令第137条の2 第一号ロ</p> <p>・告示第566号第2</p>	<p>【建築物全体】</p> <p><input type="checkbox"/>増改築部分をExp.J等で構造上分離〔令-ロ(1)〕</p>	
	<p>【既存部分】</p> <p><input type="checkbox"/>耐久性等関係規定に適合〔令-ロ(3)〕</p> <p><input type="checkbox"/>次のいずれかに適合〔告第2-1号〕</p> <p>イ.令第3章第8節(構造計算)の規定に適合</p> <p>ロ.(地震時)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合 (地震時以外)許容応力度計算に適合</p> <p>ハ.(地震時)耐震診断基準に適合 (地震時以外)許容応力度計算に適合</p> <p><input type="checkbox"/>屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現 行規定に準ずる規定に適合〔告第2-2号〕</p> <p><input type="checkbox"/>屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁につ いて、現行規定に準ずる規定に適合〔告第2-3号〕</p>	<p>【増改築部分】</p> <p><input type="checkbox"/>令第3章(構造規定全て)、 令第129条の2の3(設備構 造規定)に適合〔令-ロ(2)〕</p>
<p>ケース③-1</p> <p>・令第137条の2 第二号イ</p> <p>・告示第566号第3</p>	<p>【建築物全体】</p> <p><input type="checkbox"/> (地震時)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ロ(1)〕</p> <p><input type="checkbox"/> (地震時以外)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ハ(1)〕</p>	
	<p>【既存部分】</p> <p><input type="checkbox"/>耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕</p> <p><input type="checkbox"/>屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現 行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕</p> <p><input type="checkbox"/>屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁につ いて、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕</p>	<p>【増改築部分】</p> <p><input type="checkbox"/>令第3章(構造計算除く)に 適合〔告第3-1号イ〕</p>
<p>ケース③-2 (法20-1-4木造)</p> <p>・令第137条の2 第二号イ</p> <p>・告示第566号第3</p>	<p>【建築物全体】</p> <p><input type="checkbox"/> (地震時)次のいずれかに適合〔告第3-1号ロ〕</p> <p>(1)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ロ(1)〕</p> <p>(2)令第42条(基礎土台)・第43条(柱小径)・第46条(軸組)に適合〔告第3-1号ロ(2)〕</p> <p>(3)枠組壁工法等：H13告示第1540号第1～10までに適合〔告第3-1号ロ(2)〕</p> <p><input type="checkbox"/> (地震時以外)次のいずれかに適合〔告第3-1号ハ〕</p> <p>(1)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ハ(1)〕</p> <p>(2)令第46条(軸組)に適合〔告第3-1号ハ(2)〕</p> <p>(3)枠組壁工法等：H13告示第1540号第1～10までに適合〔告第3-1号ハ(2)〕</p>	
	<p>【既存部分】</p> <p><input type="checkbox"/>耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕</p> <p><input type="checkbox"/>屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現 行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕</p> <p><input type="checkbox"/>屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁につ いて、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕</p>	<p>【増改築部分】</p> <p><input type="checkbox"/>令第3章(構造計算除く)に 適合〔告第3-1号イ〕</p>

<p>ケース④ 〈吹抜部増床等〉</p> <p>・令第137条の2 第二号イ ・告示第566号第3</p>	<p>【建築物全体】</p> <p><input type="checkbox"/>増改築後の建築物の架構を構成する部材が、増改築前の建築物から追加及び変更がないこと（吹き抜き部分の増床増築など）〔告第3-1号ニ〕</p> <p><input type="checkbox"/>（地震時）耐震診断基準に適合〔告第3-1号ニ〕</p> <p><input type="checkbox"/>（地震時以外）次のいずれかに適合〔告第3-1号ハ〕</p> <p>(1)令第3章第8節(構造計算)の規定に適合〔告第3-1号ハ(1)〕</p> <p>(2)令第46条(軸組)に適合〔告第3-1号ハ(2)〕</p> <p>(3)枠組壁工法等：H13告示第1540号第1～10までに適合〔告第3-1号ハ(2)〕</p>	
<p>ケース⑤ 〈分離増改築〉</p> <p>・令第137条の2 第二号イ ・告示第566号第3</p>	<p>【建築物全体】</p> <p><input type="checkbox"/>増改築部分をExp.J等で構造上分離〔告第3-1号ホ〕</p> <p>【既存部分】</p> <p><input type="checkbox"/>耐久性等関係規定に適合〔令-イ〕</p> <p><input type="checkbox"/>（地震時）耐震診断基準に適合〔告第3-1号ホ〕</p> <p>（地震時以外）許容応力度計算に適合</p> <p><input type="checkbox"/>屋上突出物・給排水設備・昇降機について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-2号〕</p> <p><input type="checkbox"/>屋根ふき材・特定天井・外装材・屋外帳壁について、現行規定に準ずる規定に適合〔告第3-3号〕</p>	<p>【増改築部分】</p> <p><input type="checkbox"/>令第3章(構造計算除く)に適合〔告第3-1号イ〕</p> <p><input type="checkbox"/>現行令第3章に適合〔告第3-1号イ,ロ,ハ〕</p>
<p>ケース⑥ 〈法20-1-4建築物〉</p> <p>・令第137条の2 第二号ロ ・告示第566号第4</p>	<p>【建築物全体】</p> <p><input type="checkbox"/>令第3章第1節～第7節の2の仕様規定の規定に適合〔令-ロ〕</p> <p>※既存部分及び基礎補強部分は、令第36条(耐久性等関係規定等)、令第38条第2項～第4項(基礎)を除く</p> <p><input type="checkbox"/>地盤の長期許容応力度が次の値以上〔告第4-2号〕</p> <p>・既存がべた基礎の場合：20kN/m² ・既存が布基礎の場合：30kN/m²</p> <p>【基礎補強部分(新たなコンクリート打設部分)】〔告第4-3号〕</p> <p><input type="checkbox"/>立上り高さ：地上30cm以上 <input type="checkbox"/>立上り部分の厚さ：12cm以上</p> <p><input type="checkbox"/>底盤の厚さ：べた基礎の場合12cm以上、布基礎の場合15cm以上</p> <p><input type="checkbox"/>配筋等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立上り部分の主筋：12mm以上の異形鉄筋 ・立上り部分の上端：12mm以上の異形鉄筋を1本以上配置し補強筋と緊結 ・立上り部分の下部：同上 ・立上り部の補強筋：9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で縦に配置 ・立上り部分の上部：60cm以下の間隔でアンカー(定着6cm以上)等を配置 ・立上り部分の下部：同上 <p><input type="checkbox"/>最下階柱下部、土台、基礎：地盤の沈下、変形に対して安全〔告第4-4号〕</p> <p><input type="checkbox"/>打設するコンクリートは、令第72条～第76条の規定を準用〔告第4-2項〕</p> <p>【既存部分】</p> <p><input type="checkbox"/>べた基礎又は布基礎である〔告第4-1号〕</p>	
<p>ケース⑦</p> <p>・令第137条の2 第三号イ</p>	<p>【既存部分】</p> <p><input type="checkbox"/>構造耐力上の危険性が增大しない〔令-イ(2)〕</p>	<p>【増改築部分】</p> <p><input type="checkbox"/>令第3章(構造規定全て)、令第129条の2の3(設備構造規定)に適合〔令-イ(1)〕</p>

○注意事項等

1. 上表の規定のうち時刻歴応答解析、限界耐力計算により適用が除外される場合がある。
2. 「耐震診断基準に適合」とは新耐震基準に適合することを確認することでも可とする。
3. 耐震診断基準に適合することを採用する場合は、全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体が設置した耐震判定委員会又はこれと同等と認められる機関による判定を受けることを指導する。
4. 参考文献等
 - ・「既存不適格建築物の増築等について」〔国土交通省 HP〕
 - ・「平成 17 年 6 月 1 日施行 改正建築基準法・同法施行令等の解説」〔国土交通省〕
 - ・建築物の構造関係技術基準解説書(2020 年版)-付録 2 既存建築物に関する構造関係規定の適用-〔国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所〕
 - ・木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き-改訂版-〔(一社)木を活かす建築推進協議会〕
 - ・既存建築物の現況調査ガイドライン-令和 6 年 12 月-〔国土交通省〕
 - ・「全体計画認定を活用した既存不適格建築物の増築等について」〔国土交通省 HP〕

【関係法令等】

- ・法第 3 条、法第 20 条、法 86 条の 7
- ・令第 3 章、令第 137 条の 2
- ・平成 17 年国土交通省告示第 566 号
- ・技術的助言
平成 17 年 6 月 1 日国住指第 667 号、平成 21 年 9 月 1 日国住指第 2153 号、平成 21 年 9 月 1 日国住指第 2072 号
平成 24 年 9 月 27 日国住指第 2315 号・国住街第 113 号、平成 28 年 6 月 1 日国住指第 669 号、
令和元年 6 月 24 日国住指第 654 号・国住街第 41 号

コード番号	取扱い区分
2-c-011	指導

施行年月日 平成3年8月6日
改正年月日 令和4年7月1日
廃止年月日

事例 構造設計について

原則として「建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交通省住宅局建築指導課、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所、日本建築行政会議監修。）の最新版によるものとする。

なお、最新版の発行前に着手した設計による建築物の計画については、最新版の発行日から起算して6月を経過する日までの間は、最新版の直前の版の解説書によることができる。ただし、最新版により明確な法令解釈等が示された場合は、原則として最新版によるものとする。

【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第3章
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書

コード番号	取扱い区分
2-c-015	指導

施行年月日 平成8年4月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 3階建て木造（混構造を含む）の構造設計について

3階建て木造は、「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」、1階が鉄骨造又はRC造、2～3階が木造（混構造3階建）は、「木質系混構造建築物の構造設計の手引き」による。（（公財）日本住宅・木材技術センター）

【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第81条
- ・ 木造軸組工法住宅の許容応力度設計
- ・ 木質系混構造建築物の構造設計の手引き

コード番号	取扱い区分
2-c-016	解釈

施行年月日 平成8年4月1日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 既存建築物に昇降機を設ける場合等の構造審査について

法第87条の2の規定に基づき、既存建築物に新たに昇降機を設置する場合、若しくは既存建築物の昇降機の改修工事を行う場合（既存の昇降機を撤去して新たに別の昇降機を設置する場合を含む）の確認申請については、以下のとおり取り扱う。

法第87条の2の規定による昇降機の確認申請においては、法第20条の規定を準用していないため、原則として、既存建築物の構造については審査対象とはならないが、荷重負担の増加等によっては、既存建築物が基準時の構造規定に適合しなくなる場合が想定されるため、設計者は構造検討を行う必要がある。

この場合、昇降機の確認申請書には、既存建築物について構造検討を行った旨を明示することとする。

また、荷重負担が増加する場合については、建築主事が、昇降機の設置に伴う小梁及び床スラブ等の構造計算書及び構造図等の添付を求めることがある。

【関係法令等】

- ・法第20条、法第36条、法第87条の2
- ・昇降機技術基準の解説2016年版P1.1-2

コード番号	取扱い区分
2-c-017	解釈

施行年月日 平成15年4月1日
改正年月日 平成16年4月1日
廃止年月日

事例 雪おろしの実況に応じて垂直積雪量を1メートルまで低減できる取扱いについて
【特定行政庁群馬県のみ扱い】

細則第18条第1項に規定する多雪区域を、令第86条第6項の規定に基づく雪おろしを行う慣習のある地方として扱うことができる。

なお、雪おろしの実況に応じて垂直積雪量を1メートルまで減らして計算を行った場合には、令第86条第7項に基づき別紙による表示を建物の見やすいところに掲げることとする。

【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第86条第6項
- ・ H12告示第1455号
- ・ 細則第18条

別紙

建築物の積雪荷重に関する制限			
この建築物は、雪おろしの実況に応じ次の条件で設計されています。			
条 件	積雪荷重	垂直積雪量	単位荷重
	N/m ²	cm	N/m ² /cm
建築主又は管理者 氏 名			
設 計 者 氏 名		確 認 機 関 名	
施 工 者 氏 名		確 認 番 号	
用 途		確 認 年 月 日	年 月 日
構 造		完 了 年 月 日	年 月 日
この表示は、建築基準法施行令第 86 条第 7 項に基づくものです。			

(備考) 大きさは、縦 25cm 以上、横 35cm 以上とすること。

コード番号	取扱い区分
2-c-018	解釈

施行年月日 平成16年12月15日
改正年月日
廃止年月日

事例 令第70条の防火被覆の範囲について

令第70条の規定に基づき、平成12年建設省告示第1356号第2により柱に防火被覆を施すこととした場合で、天井材を平成12年建設省告示第1358号第3による準耐火構造の床の仕様としたものについては、天井裏の柱は防火被覆を要しない。

【関係法令等】

- ・ 法第20条
- ・ 令第70条
- ・ H12告示第1356号、H12告示第1358号

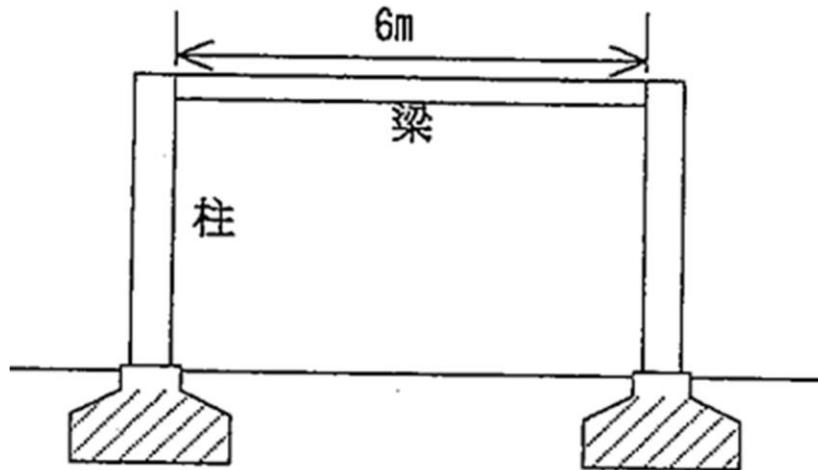
コード番号	取扱い区分
2-c-022	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 平成19年告示第593号の架構を構成する柱の相互の間隔の取扱いについて

原則として柱芯間隔とする。

下図の場合原則として不可として扱う。



【関係法令等】

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分	施行年月日	昭和59年4月1日
2-d-001	手続・解釈	改正年月日	令和6年4月1日
		廃止年月日	

事例 令第112条第1項ただし書防火区画免除について

令第112条第1項第1号の用途のうち、工場その他これらに類するものの防火区画の免除を受ける場合は、建築物防火区画免除願（別添）を提出する。

なお、工場その他これらに類する部分すべてが区画を免除されるのではなく、「用途上やむを得ない場合」に限られる。そのため、作業クレーンの移動またはベルトコンベアー等による一連の作業が行われている場合で、当該部分は最低限の範囲とする。

（参照）「建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）」

38.面積区画 2)用途上やむを得ない場合の取扱い

【関係法令等】

- ・法第36条
- ・令第112条第1項
- ・建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）、昭和44年3月3日付建設省住指発26号、昭和46年9月8日付建設省住指発第623号、昭和46年12月4日付建設省住指発第905号

建築物防火区画免除願

建築主事 様

建築主 住所
氏名

下記の理由により建築物の防火区画をすることが困難ですので、建築基準法施行令第112条第1項ただし書の規定により防火区画の免除をお願いします。

記

理 由

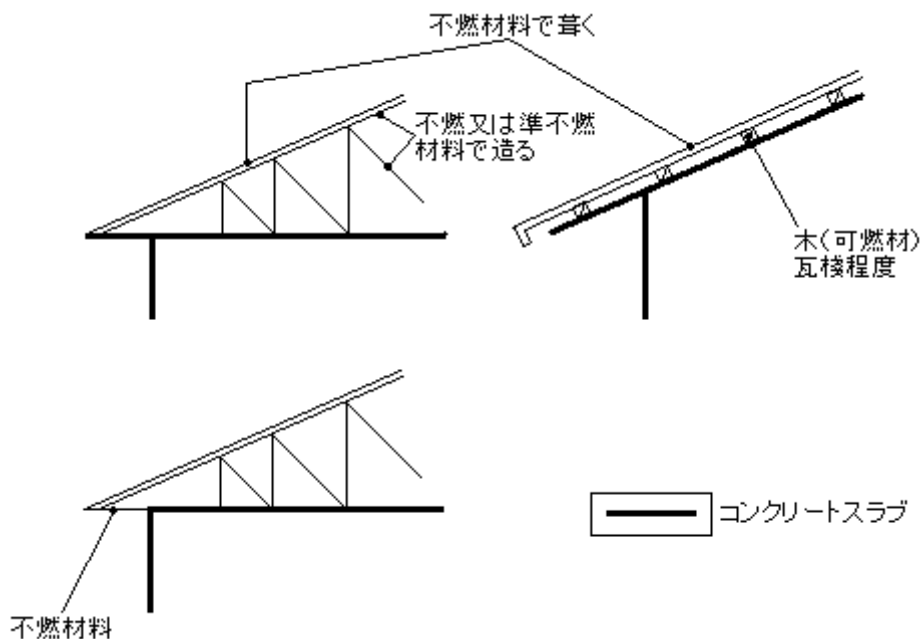
(免除を受ける部分のクレーン、ベルトコンベアー等の配置図添付)

コード番号	取扱い区分
2-d-002	指導

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 平成14年4月1日
 廃止年月日

事例 耐火建築物でコンクリートスラブの上に置屋根を造る場合の取扱いについて

不燃材料で葺き、下地は準不燃材料で造る。ただし棧等軽微なものはこの限りでない。
 また、軒天部分は不燃材料とする。



【関係法令等】

- ・法第2条第9号の2
- ・令第107条
- ・H12告示1399号
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P9

コード番号	取扱い区分
2-d-003	解釈

施行年月日 昭和62年7月1日
改正年月日 令和5年7月1日
廃止年月日

事例 倉庫における防火区画免除の取扱いについて

1. 令第112条第1項ただし書きの適用について

- 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P122「2)用途上やむを得ない場合の取扱い」による。
(不燃性の物品を保管する立体的な倉庫等の場合に限られる。)
- クレーン等の設置により用途上やむを得ない場合においては、2-d-1による。

2. 令第112条第6項の適用について

- 倉庫用途の部分は、第一号「体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当するものとして扱うことができる。
(不燃性の物品を保管する立体的な倉庫等の場合に限らない。)

【関係法令等】

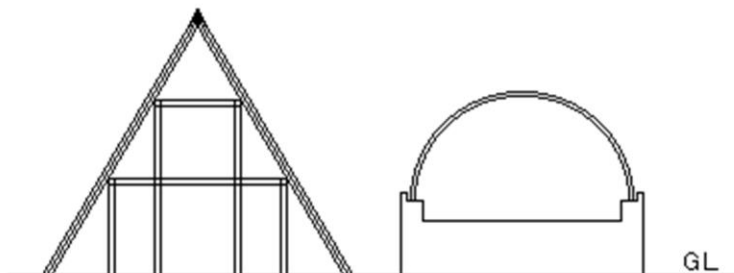
- ・ 法第26条、法第36条
- ・ 令第112条第3項、令第112条第4項
- ・ 例規2-d-1、建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)

コード番号	取扱い区分
2-d-006	解釈

施行年月日 昭和62年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 ピラミッド型、アーチ型の屋根の取扱いについて

壁でなく屋根として取扱う。



【関係法令等】
・法第2条第5号

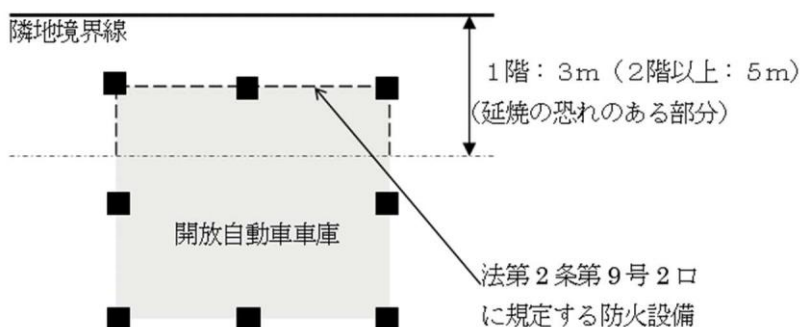
コード番号	取扱い区分
2-d-007	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
 改正年月日 令和3年7月1日
 廃止年月日

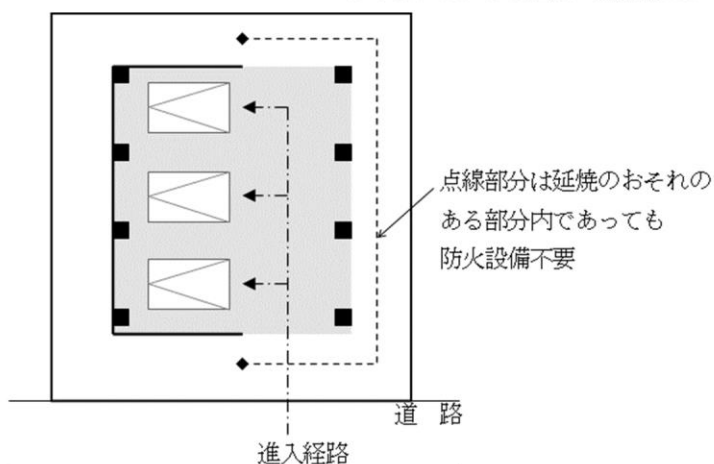
事例 開放型自動車車庫の開口部の取扱いについて

法第27条または第61条の規定に基づき耐火または準耐火建築物としなければならない開放自動車車庫にあつては、法第2条第9号の2、第9号の3の規定により防火戸その他の防火設備を設けなければならない。

ただし、誘導車路その他もっぱら通行の用に供し通常車を駐留させない部分にあつてはこの限りでない。



S48. 2. 28通達 住指発110号



【関係法令等】

- ・法第2条第9号の2・の3、法第27条、法第61条、法第84条の2
- ・令第136条の9、の10
- ・条例第24条、昭和48年2月28日建設省住指第110号

コード番号	取扱い区分
2-d-009	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 軽微な別棟からの延焼の恐れについて

「建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）」2 延焼のおそれのある部分 2)附属建築物の取扱い) による。

また、不燃材料で作られた吹きさらしの廊下、「1-a-9」の別棟の渡り廊下も同様に扱うものとする。

【関係法令等】

- ・ 法第2条第6号
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)、例規1-a-9

コード番号	取扱い区分
2-d-010	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 令和3年7月1日
廃止年月日

事例 法第27条、条例第23、24条における自動車車庫又は自動車修理工場の「当該用途に供する部分」の範囲は

○当該用途に供する部分

工場部分、工具置場、部品庫等
倉庫（条例第24条の区画をした場合は除く。）

○当該用途に供しない部分

事務所、ショールーム、更衣室等

ただし、令第112条第18項の異種用途区画は、修理工場用事務所、更衣室等には適用しない。

※6-005参照

【関係法令等】

- ・法第27条
- ・令第112条第18項
- ・条例第23条、条例第24条、例規6-005

コード番号	取扱い区分
2-d-013	指導

施行年月日 昭和60年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 軒裏防火構造が求められる場合の鼻隠し、破風の取扱いについて

原則として次のいずれかとする。

- (1) 軒裏（外壁）の防火構造に準じた構造とする。
- (2) 不燃材料で造る。

【関係法令等】

- ・法第2条第8号
- ・令第108条
- ・H12告示第1359号

コード番号	取扱い区分
2-d-017	解釈

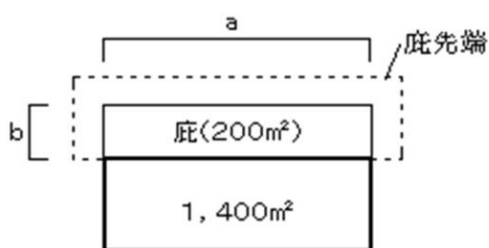
施行年月日 昭和62年7月1日
 改正年月日 平成13年4月1日
 廃止年月日

事例 庇を床面積に算入した建築物の防火区画、避難規定の取扱いについて

1. 開放性が $1/2$ 以上の場合（庇に柱がある場合も同様）は、庇部分の面積を除いて適用する。
2. 開放性が $1/2$ 未満の場合は、庇部分の面積を含めて適用する。

例：工場、倉庫等で

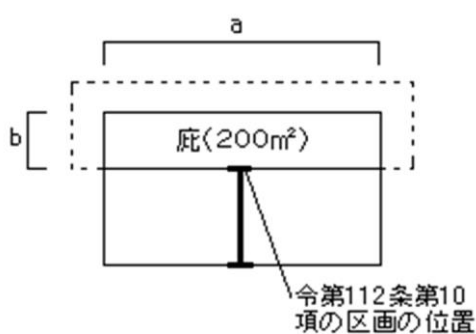
① 準耐火建築物とした場合（床面積 1,600㎡）



※開放性は、庇周長
 （左図において $2a + 2b$ ） $\div 2 \leq$ 開放長さ
 により判断する

1 の場合は、防火区画不要。

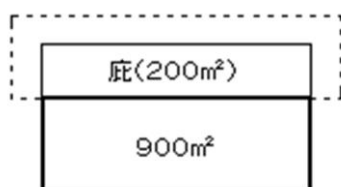
2 の場合は、防火区画必要。



また、1 の場合で、庇を除く部分が、1,500
 ㎡を超える場合の、令第112条第10項の区画の
 位置は、左図の例による。

（倉庫の防火区画については、2-d-3に面積緩和あり。）

② 防火壁設置または準耐火建築物とした場合（床面積 1,100㎡）



1 の場合は、排煙設備、非常用照明不要。

2 の場合は、排煙設備、非常用照明必要。

【関係法令等】

- ・法第26条、法第27条、法第35条、法第36条
- ・令第2条第1項第3号、令第126条の2・の4、令第112条、令第113条
- ・例規1-a-4、例規2-d-30、建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P121

コード番号	取扱い区分
2-d-022	解釈

施行年月日 平成3年8月6日
改正年月日 平成10年4月1日
廃止年月日

事例 耐火建築物及び準耐火建築物の延焼の恐れのある部分の外壁の軒先面戸の取扱いについて

屋根が折板等の場合は、火がまわり込まない不燃材料で可とする。

【関係法令等】

・法第2条第9号の2・の3

コード番号	取扱い区分
2-d-023	解釈

施行年月日 平成5年12月1日
改正年月日 令和8年4月1日
廃止年月日

事例 体育館の防火区画の取扱いについて

令第112条第1項第1号及び第6項第1号の規定により、体育館の防火区画を免除する場合において、アリーナ部分とこれに面する器具庫、便所、放送室、ステージ、ステージ脇控え室、更衣室、体育教官室、シャワー室の部分とは防火区画を免除するものとする。

(ただし、火気使用室を除く。)

なお、劇場、集会場、工場等については、免除部分とその他の部分とを防火区画する。

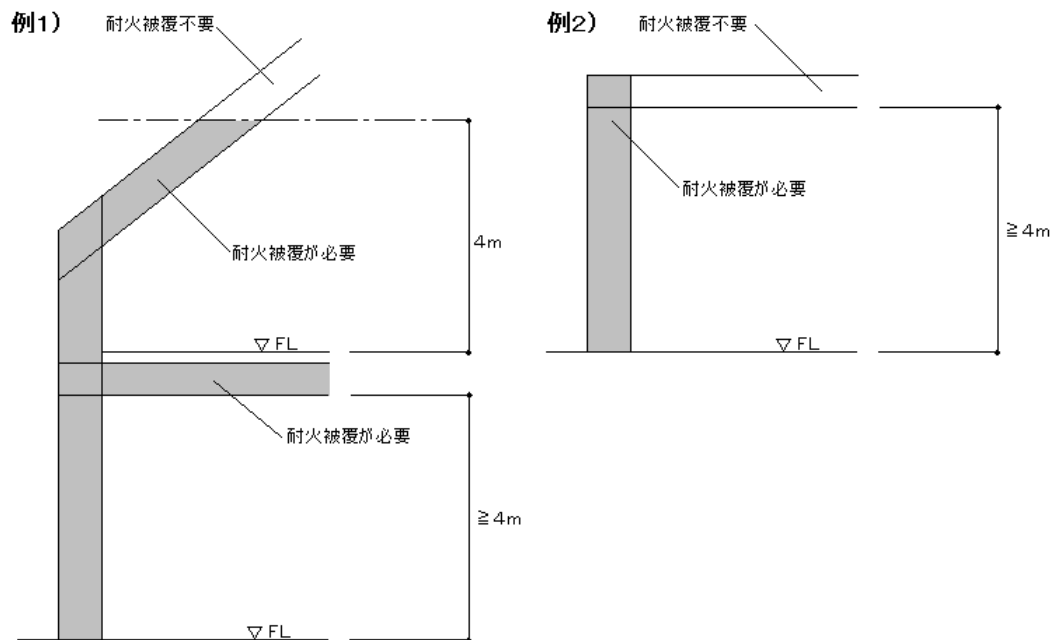
【関係法令等】

- ・法第36条
- ・令第112条
- ・建築物の防火避難規定の解説2025「38面積区画 2用途上やむを得ない場合の取扱い」
- ・例規2-d-1、2-d-3

コード番号	取扱い区分
2-d-024	解釈

施行年月日 平成6年8月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

事例 1時間耐火のはりで、床面からはりの下端までの高さが4メートル内外の耐火被覆の扱いについて



(参考) 平成12年告示第1399号第4 第三号へ

「床面からはりの下端までの高さが4メートル以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの」

【関係法令等】

- ・ 法第2条第7号
- ・ 令第107条
- ・ H12告示1399号

コード番号	取扱い区分
2-d-026	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 平成22年4月1日
廃止年月日

事例 小屋組みが木造である建築物（建築面積が300㎡を超えるものに限る）で、天井がなく野地板あらかわしの場合、又は天井が屋根たる木直打ちの場合、令第114条第3項の隔壁を設けなければならないか。

「小屋裏」とは、小屋組によりできる三角形状の空間をいい、天井の有無とは関係がない。よって隔壁が必要（令第115条の2第1項第7号の基準による場合を除く）である。

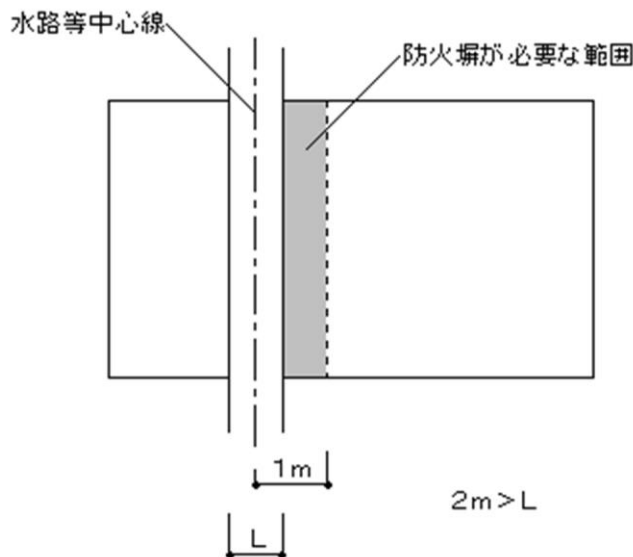
【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令第114条第3項、令第115条の2第1項第7号

コード番号	取扱い区分
2-d-027	解釈

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 平成22年4月1日
廃止年月日

事例 令第136条の10第3号ロに基づいて設ける防火塀について、隣地と水路、公共物等を隔てて接する場合の取扱いについて



2 m未満の水路、公共物等の中心線を境界線とみなし、中心線から1 m以下の部分について防火塀を設けるものとする。

(参考)

「建築物の防火避難規定の解説2005（第6版）」（2 延焼のおそれのある部分 3）線路敷及び公共水路・緑道等の取扱い）

【関係法令等】

- ・ 法第84条の2
- ・ 令第136条の10第3号ロ
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2005（第6版）/2-3
- ・ 昭和46年11月19日住街発第1164号

コード番号	取扱い区分
2-d-029	手続き

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 令第112条第19項で規定する特定防火設備及び防火設備の確認について

国土交通大臣の認定を受けず、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの場合は、原則として国土交通大臣指定性能評価機関の評価を得たものを使用する。

【関係法令等】

- ・ 法第36条
- ・ 令第112条第19項
- ・ S 48告示第2563号、S 48告示第2564号

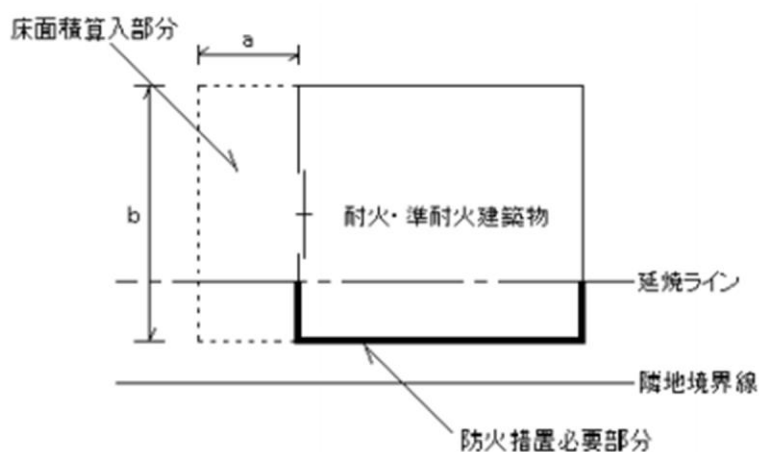
コード番号	取扱い区分
2-d-030	解釈

施行年月日 平成13年4月1日
 改正年月日 令和5年7月1日
 廃止年月日

事例 耐火・準耐火建築物で庇を床面積に参入した建築物の、延焼の恐れのある部分の防火措置の取扱いについて

庇を床面積に参入した部分について、庇の開放長さが庇外周の1/2以上の場合で、庇部分に延焼ラインがかかる時の防火措置については、下の例による。

例) $(2a + 2b) / 2 \leq$ 庇の開放長さ の場合



なお、防火地域・準防火地域における外壁の開口部で延焼のおそれのある部分についても同様とする。

【関係法令等】

- ・法第2条第6号、法第2条第9号の2、法第2条第9号の3
- ・例規1-a-4、例規2-d-17、建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）38-1

コード番号	取扱い区分
2-d-031	指導

施行年月日 平成16年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 告示第1716号において、畜舎等の周囲6m又は20m以内に建築物又は工作物が存しないこと（同告示第3の一号及び二号）が規定されている、隣地境界線又は道路中心線からも同様に3m又は10m離す必要があるか

延焼のおそれのある部分と同様に、隣地境界線又は道路中心線からも3m又は10mの距離を確保することが望ましい。

【関係法令等】

- ・法第8条、法第26条
- ・令第114条第3項、令第115条の2
- ・H6告示1716号、H6告示1882号

コード番号	取扱い区分
2-d-032	解釈

施行年月日 平成23年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 構造計算不要規模の木造建築物における令第109条の2の2の取扱いについて

主要構造部を準耐火構造とした木造建築物については、令第109条の2の2により、層間変形角が150分の1以内でなければならないが、以下のように簡便に判定することもできることとする。

(木造軸組工法の場合)

木造軸組工法では、壁倍率1の耐力壁は長さ1mあたり1.96kN(200kgf)の水平力に対抗し得るとされている。また、それに対する層間変形角が1/120程度の値で終局耐力に対して安全率1.5以下になるように定められており、その値を構造計算に用いている。

一般的に層間変形角と壁量は逆比例すると考えられることから、木造軸組工法については、令第46条第4項の表2から定まる必要壁量に1.25を乗じた数値以上の壁量を確保すれば、計算又は実験によって確かめられた場合として認めることとする。

この場合、層間変形角は令第82条の2の規定から、地震力について検討すればよいため、風圧力については考慮する必要はない。

(枠組壁工法の場合)

枠組壁工法では、壁倍率1の耐力壁は1.96kN/m(200kgf/m)の水平力に対して、層間変形角が1/150であることが実大実験により確かめられており、その値を構造計算に用いている。

したがって、必要壁量及び水平分担力の算定においては、設計壁量がH13告示第1541号の第1の第5号の表2から定まる数値以上の壁量を確保すれば、計算又は実験によって確かめられた場合として認めることとする。

【関係法令等】

- ・法第2条第9号の2イ
- ・令第46条第4項、令第82条の2、令第109条の2の2
- ・H13告示第1541号
- ・準耐火建築物の防火設計指針(1994年版)

コード番号	取扱い区分
2-d-033	解釈

施行年月日 令和元年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 エキспанションジョイント（以下、「EXP.J」）を防火区画の一部を構成する壁又は床に使用することは可能か

「建築物の防火避難規定の解説2016（参10.防火区画の壁・床に設けるエキспанションジョイントの取扱い）」における同2002からの取消削除後の運用について、「建築物の防火避難規定の解説（1999年版）」2）防火区画の壁及び床に設けるエキспанションジョイントの取扱い（P121）のとおり、原則として防火区画の一部を構成することはできないが、やむを得ない場合は当該取扱いの例示を参考とする。

● 「建築物の防火避難規定の解説（1999年版）」（P121）

40防火区画

2）防火区画の壁・床に設けるエキспанションジョイントの取り扱い

防火区画の壁・床にはエキспанションジョイントを原則として設けてはならない。

ただし、やむを得ず設ける場合には、次の各号を参考とする。

- ① 両面を1.5mm以上の鉄板（ステンレスを含む。）で覆い、内部にロックウール等の不燃材料を充填する。
- ② ①以外の場合で、耐火時間に応じた耐火性能があると認められる既製品については、下記、（財）日本建築センター等の防災性能評定を活用する。

エキспанションジョイント部の耐火性能評定の取扱いについて

評定対象のエキспанションジョイント部の許容変形量と次の使用条件を評定条件として明示する。

（使用条件）

建築物の地震時の変形（一次設計用）を計算し、エキспанションジョイント部両側の建築物の変形量の和の値が許容変形量の範囲内で使用すること。

この場合、エキспанションジョイント部両側の建築物の変形量の和の値として、次の値を用いてもよい。

- イ. 鉄骨造建築物の場合、エキспанションジョイント部の地上高の60分の1
- ロ. 鉄筋コンクリート造建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の場合、エキспанションジョイント部の地上高の100分の1

【解説】エキспанションジョイントとは、壁・床をそれぞれ離すことにより機能させるものであり、防火区画の性能とは相反する目的を持つものであるため、エキспанションジョイントを防火区画の床・壁に設けることを原則として禁止するものとする。

（参考）

現在、日本エキспанションジョイント工業会において、BCJ評定で定められた試験体仕様に準拠した耐火試験を実施し独自の適合証を交付しており、やむを得ない場合は、当該適合証を参考とする。

【関係法令等】

コード番号	取扱い区分
2-d-034	解釈

施行年月日 令和5年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 耐火構造等の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱いについて

「建築物の防火避難規定の解説2016」（第2版）（3 耐火構造 9）耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱い) によるほか、一般社団法人 住宅生産団体連合会による解説「外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて」（令和4年6月22日付け）によるものとする。

【関係法令等】

- ・法第2条第七号
- ・令第107条

コード番号	取扱い区分
2-d-035	解釈

施行年月日 令和8年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 法第35条の3の規定による無窓居室を区画する主要構造部の取扱いについて

法第35条の3の規定による無窓居室を区画する主要構造部は、次のとおり取り扱う。
なお、ここに記載する事項以外の取扱いは、特定行政庁の判断による。

① 耐火建築物における無窓居室を区画する間仕切壁について

無窓居室を区画する間仕切壁は、構造上重要な間仕切壁（＝主要構造部）であるから、耐火建築物の主要構造部として耐火構造の間仕切壁とする必要がある。

この場合、当該間仕切壁が防火上の非耐力壁（鉛直荷重を負担しない間仕切壁。以下同じ。）の場合は、耐火構造とするほか、不燃材料で造られた間仕切壁であってもよいものとする。

② イ準耐火建築物における無窓居室を区画する間仕切壁について

無窓居室を区画する間仕切壁は、①と同様に、イ準耐火建築物の主要構造部として準耐火構造の間仕切壁とする必要があるほか、法第35条の3の規定により耐火構造又は不燃材料で造られた間仕切壁とする必要がある。

この場合、当該間仕切壁が防火上の非耐力壁の場合は、耐火構造とするほか、不燃材料で造られた間仕切壁（準耐火構造でなくてもよい。）であってもよいものとする。

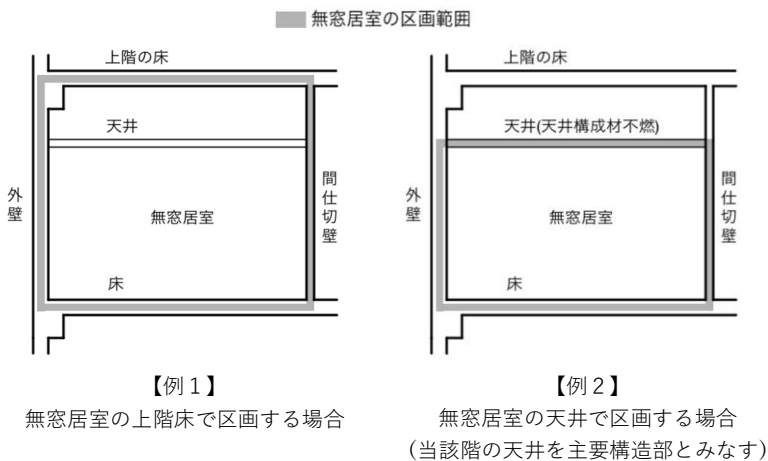
なお、当該間仕切壁が防火上の耐力壁（鉛直荷重を負担する間仕切壁）の場合は、不燃材料で造られた準耐火構造の間仕切壁とする必要があるものとする。

③ その他建築物における無窓居室を区画する間仕切壁について

耐火・準耐火要求のないその他建築物の無窓居室を区画する間仕切壁は、第35条の3の規定により耐火構造又は不燃材料で造られた間仕切壁とする必要がある。

④ 無窓居室の上部の区画について

無窓居室は、耐火構造又は不燃材料で造られた主要構造部で区画する必要があるが、当該室の上階の床による区画を求められる場合（当該室の天井（下地（天井吊り材等を含む）、仕上共に不燃材料とする場合に限る。）による区画であってもよいものとする。



【関係法令等】

・ 法第35条の3

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-e-003	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成16年4月1日
廃止年月日

事例 建設省告示第1411号非常用照明設置緩和の取扱いについて

飲食店、バー等で主に酒類を提供する用途に供する場合には、避難上支障があり建設省告示第1411号に基づく非常用照明設置の緩和は受けられない。

【関係法令等】

- ・ 法第35条
- ・ 令第126条の4
- ・ H12告示1411号
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P90

コード番号	取扱い区分
2-e-006	指導

施行年月日 昭和61年8月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 高層建築物等に係る防災評価について

次に掲げる建築物については、国土交通大臣指定性能評価機関の防災評価を受けるものとする。

- ① 高さ31mを超える建築物。ただし当該建築物の用途上利用者が少数のものに限定される場合等、防災上の問題が少ないことが明らかな場合においてはこの限りでない。
- ② 高さが31m以下の大規模建築物、複合用途建築物等で、利用者数あるいは平面計画の複雑さ等により特に必要と認められるもの。
- ③ 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。

(共同住宅の用途に供する建築物で、災害時の避難人員が限定され平面計画も平明なものについてはこの限りでない。)

(参考)

- ・ 昭和56年7月30日建設省住指発190号「高層建築物等に係る防災計画の指導について」
- ・ 昭和57年5月20日建設省住防発16号「旅館及びホテルの防災計画の指導等について」
- ・ 平成13年2月19日国土交通省国住総第15号「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」

【関係法令等】

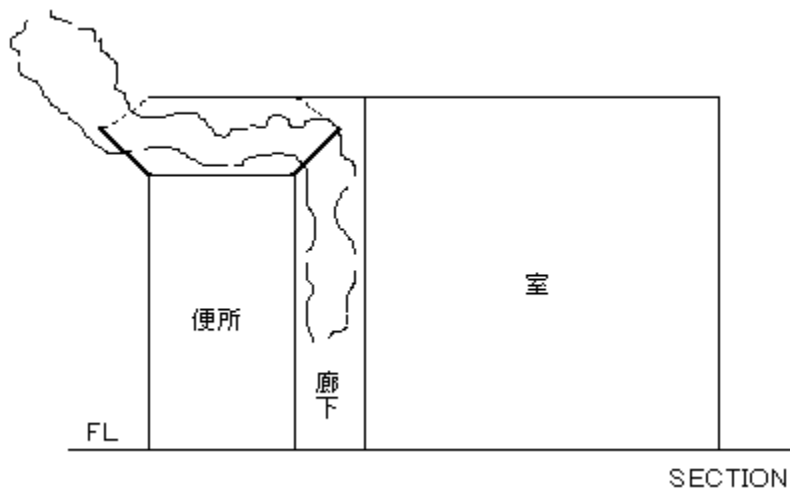
- ・ 旧法第38条
- ・ 昭和56年7月30日付建設省住指発第190号、昭和57年5月20日付建設省住指発第16号、平成13年2月19日付国住総第15号

コード番号	取扱い区分
2-e-016	解釈

施行年月日 平成4年7月9日
改正年月日
廃止年月日

事例 自然排煙とは

自然排煙とは直接外気に面するものをいう。つまり、ダクト等を介するものや、開放に開口部を2枚操作するものは機械排煙が要求される。



この場合廊下の排煙は不可。

【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令第126条の2・の3

コード番号	取扱い区分
2-e-017	指導

施行年月日 平成4年7月9日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 法第35条の「廊下、階段、出入口その他の避難施設の避難上支障がない」避難経路とは

法第35条に該当する建築物については原則として、居室－廊下－（前室）－階段という避難経路になる。（新・建築防災計画指針1985年版日本建築センター）

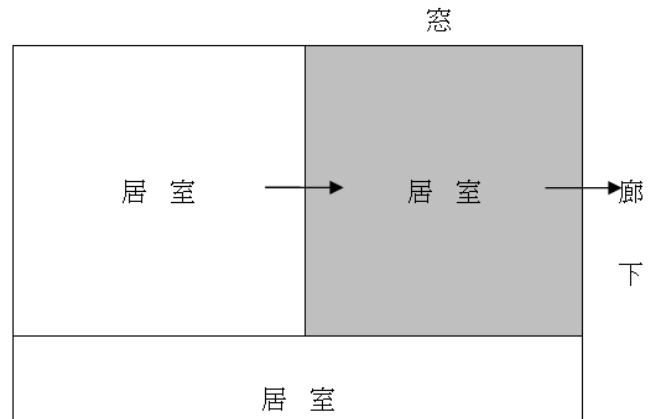
つまり、居室－居室、廊下－居室という避難経路は適当とはいえない。

ただし、次のいずれかに該当する場合で避難上支障がないと認められるものは、避難経路とすることができる。

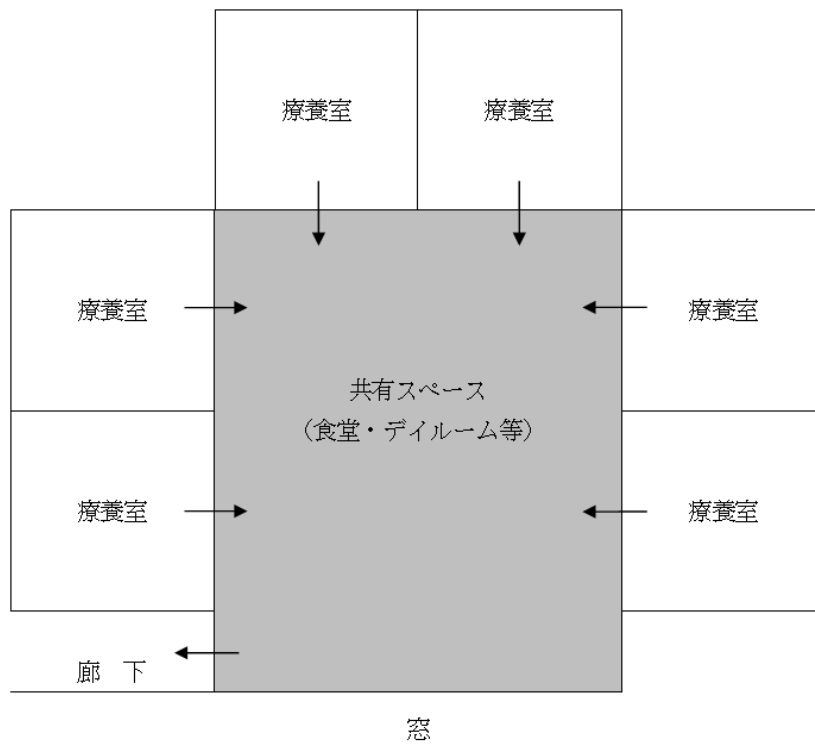
- 1 特殊建築物以外の建築物で居室の一角に当該居室と一体的に使われることが明らかな場合。例として事務室内の小規模な応接室、従業員食堂内の小規模な休憩室、作業所内の小規模な事務室、作業所内の小規模な作業室。ただし、小規模な居室を介して避難するものは除く。
- 2 特殊建築物以外の建築物で2方向避難が確保されている場合（居室と居室の間のドアに施錠がない等避難上支障がないものに限る）。
- 3 ロビー、ホール等に隣接する居室で機能上当該ロビー、ホール等と壁で仕切る事が困難な場合で、軽微なもの（10㎡以内）を除き、防煙たれ壁で仕切られた場合。
- 4 自然排煙の場合でロビー、ホール等とそれに隣接する居室を防煙たれ壁で仕切ることによりロビー、ホール等の排煙が平面計画上難しい場合で当該ロビー、ホール等及びそれに隣接する居室の内装を下地、仕上げ共に準不燃材料以上とし（腰壁を含む）、かつ、排煙口を居室側に設けた場合。
- 5 居室からの避難経路として、隣接する居室を通過する場合で、当該居室を居室と避難経路に防煙区画することにより、居室・避難経路の排煙、居室の採光を確保することが困難な場合で、当該居室の内装を下地、仕上げ共に準不燃材料以上とした（腰壁を含む）場合（ただし、1、2を除く）。

○居室からの避難経路として、隣接する居室を通過する場合の例

1. 一般的な居室を避難経路とした場合



2. 福祉施設等において共有スペースを避難経路とした場合



※色塗り部分については、内装を下地、仕上げ共に準不燃材料以上とすること。(腰壁を含む。)

【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令126第の2・の4
- ・新・建築防災計画指針1985年版

コード番号	取扱い区分
2-e-023	手続き

施行年月日 平成10年4月1日
改正年月日 平成16年4月1日
廃止年月日

事例 令第126条の2第1項ただし書第4号の排煙設備の緩和を受けようとする場合の添付図書について

令第126条の2第1項ただし書第4号の排煙設備の緩和を受けようとする者は、別紙「排煙設備免除願」を建築確認申請書に添付するものとする。

【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令第126条の2第1項
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P70、昭和46年住指発第623号

(別紙)

排煙設備免除願

建築主事 様

建築主 住所
氏名

下記の建築物（又は建築物の部分）について、建築基準法施行令第126条の2第1項第4号の規定により排煙設備の免除をお願いします。

記

(緩和を受ける建築物又は建築物の概要)

- ・用 途
- ・床 面 積 m²
- ・天井の高さ m
- ・危険物の有無 有・無
- ・可燃物の有無 有・無
- ・令第126条の2第1項第4号に該当する理由又は説明

(その他特記事項)

コード番号	取扱い区分
2-e-025	指導

施行年月日 平成16年12月15日
改正年月日 平成24年4月1日
廃止年月日

事例 令第126条第1項の手すりの安全対策について

手すり及び手すり付近に足掛かりがある場合は、手すりの高さは、当該足掛かりから1.1メートル以上とする。

足掛かりとは、簡単に足を掛けられる高さのものをいう。

特に幼児・児童が利用する建物について重点的に指導を行うものとする。

手すり子と手すり子との隙間、及びこれに相当する部分の隙間は、110ミリメートル以下とすること。

【関係法令等】

- ・令第126条
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P65

コード番号	取扱い区分
2-e-027	解釈

施行年月日 平成24年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 シャッターの令第116条の2第1項第2号の開口部としての取扱いについて

令第116条の2第1項第2号において、手動式軽量シャッターは「窓その他の開口部」に該当するものとして取り扱う。

重量式又は電動のシャッターは、同号でいう開口部とみなすことはできない。ただし、電動のシャッターについては、停電時においても、容易に短時間で開放できる場合は、この限りでない。

【関係法令等】

- ・令第116条の2第1項第2号
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P38

コード番号	取扱い区分
2-e-028	解釈

施行年月日 平成27年7月1日
改正年月日 令和8年4月1日
廃止年月日

事例 令第126条の2第1項第五号の規定により排煙設備の設置を要しない室・居室の取扱いについて

1. 平成12年建設省告示第1436号第三号へ（室・居室の防煙区画）について

原則として「建築設備設計・施工上の運用指針2025年版 第4章 排煙設備 平12建告第1436号第四号へ※の概要と開口部の取り扱いについて」（※現：平12建告第1436号第三号へ）によることとし、同書に「～望ましい」と記載された部分については、行政指導として求めることとする。

なお、居室に対して平成12年建設省告示第1436号第三号へ(5)を適用する場合は、当該居室の内装制限として、下地・仕上げ共に不燃材料とする必要があることから、原則として、軸組・下地共木造は不可となるが、次の場合は不燃材料以外の材料とすることができる。

- 下地をH12年建設省告示第1358号に規定する木造の準耐火構造とし、仕上げ材をH21年国交省告示第225号第1第一号イ(2)(i)～(iii)に規定する不燃材料とした場合
- R7年国土交通省告示第989号に規定する基準に従い、内装の下地・仕上げ共に不燃材料とすることに準ずる措置を講じた場合

2. 防煙壁について

令第126条の2第1項の規定により、防煙壁の種類は次のように分類される。

- ① 防煙間仕切壁
- ② 天井面から50cm以上下方に突出した防煙垂れ壁
- ③ はりその他①又は②と同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもの

また、防煙壁の構造、材質は次のように規定されている。

- ① 準耐火構造であるもの（防煙壁下端から床面までの垂直距離が、R7年国土交通省告示第994号で定める距離以上である場合に限る。）
- ② 不燃材料で造るもの
- ③ 不燃材料で覆われたもの

したがって、例えば防煙間仕切壁とする場合は、不燃材料で造るか、壁の全体を不燃材料で覆わなければならない。

3. その他

排煙規定に関しては、原則として「建築設備設計・施工上の運用指針2025年版」及び「防火避難規定の解説2025年版」によることとする。

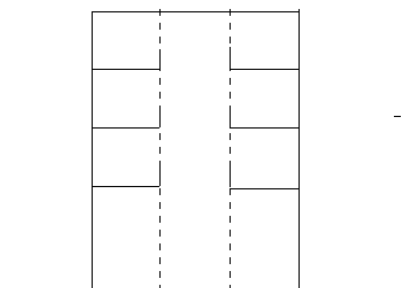
【関係法令等】

- ・ 法第35条、令第126条の2
- ・ H12年建設省告示第1436号ほか関係告示
- ・ R7.10.31付国住指第322号「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について(技術的助言)」
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針2025年版第4章 排煙設備
- ・ 防火避難規定の解説2025年版[法第35条]排煙設備

コード番号	取扱い区分
2-e-029	解釈

施行年月日 令和元年7月1日
 改正年月日
 廃止年月日

事例 吹抜き部分の1階のたて穴区画の取扱いについて

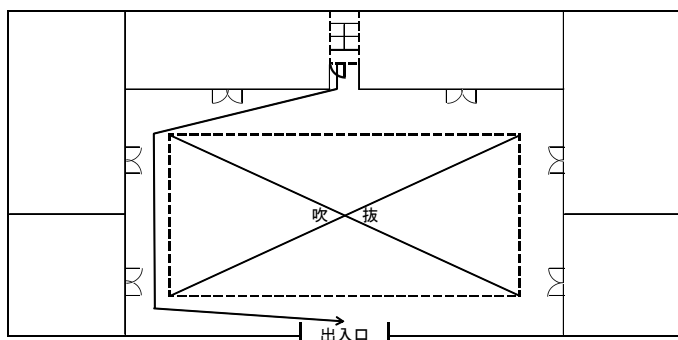


----- 法第2条第9号の2口に規定する防火設備で、令第112条第14項第2号に規定する構造であるもの

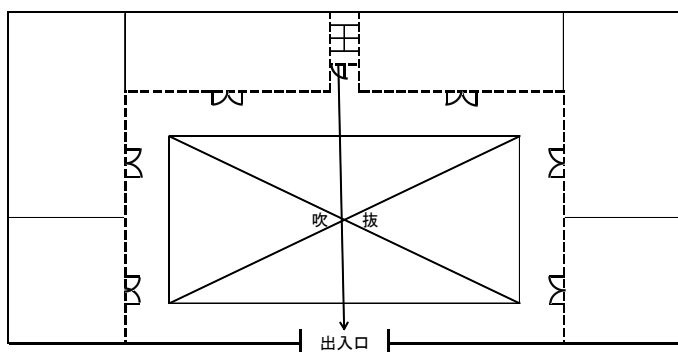
1階部分も区画するものとする。

ただし、用途上、構造上やむを得ない場合は区画の範囲を広げることができる。

○やむを得ない場合の例



吹抜き部分でたて穴区画を行った場合、出入口までの歩行距離が長くなり、また、出入口が階段から見えなくなるため、避難上好ましくない。



範囲を広げて各室との界壁でたて穴区画を行った場合、出入口までの歩行距離が短くなり、避難しやすくなる。

- ← : 避難経路
- : 令第112条第9項に規定する区画（たて穴区画）
- ⌢ : 令第2条第9号の2口に規定する防火設備で、令第112条第14項第2号に規定する構造であるもの

【関係法令等】

- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016（39-2）

コード番号	取扱い区分
2-e-030	解釈

施行年月日 令和6年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 令第126条の2第1項第三号「その他これらに類する建築物の部分」の適用について

「防火避難規定の解説2016（第2版）」24.排煙設備の適用除外部分 2)令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）によるほか、下記部分で防火上支障がないものとする。

- ・小規模な倉庫・更衣室
- ・洗面所
- ・便所
- ・サウナ
- ・ユニットバス

【関係法令等】

- ・法第35条
- ・令第126条の2第1項第三号
- ・H12告示第1436号
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P69
- ・昭和46年1月29日住指発第44号、昭和46年12月4日住指発第905号

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-f-001	解釈

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 令和6年4月1日
廃止年月日

事例 令第128条の5第2項における「当該用途に供する部分」の範囲について

条例第24条によって区画されている当該用途（※）に供する部分（車庫及び工場部分、工具置場、部品庫）のみとする。

※2-d-10に準ずる。参照。

【関係法令等】

- ・ 法第35条の2
- ・ 令第128条の5第2項
- ・ 条例第24条、例規2-d-10

コード番号	取扱い区分
2-f-003	解釈

施行年月日 平成23年4月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 ラジエントヒーターに係る、火気使用室としての内装制限について

ラジエントヒーター（発熱体の上にトッププレートを有するもの）については、法第35条の2における「火を使用する設備若しくは器具」に該当せず、内装制限の対象とはならない。

【関係法令等】

- ・ 法第35条の2
- ・ 令第128条の4第4項
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針2003年版/2-22
- ・ 建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P111

コード番号	取扱い区分
2-f-004	解釈・指導

施行年月日 平成29年7月1日
 改正年月日 令和6年4月1日
 廃止年月日

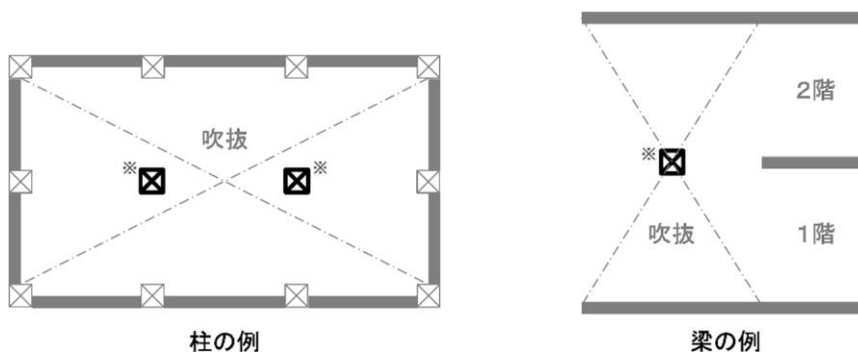
事例 壁及び天井から独立した木部が露出する柱又は梁に対する内装制限の適用について

内装制限が適用される壁及び天井から独立して設置された柱又は梁は、内装制限の対象とならない。

ただし、当該壁又は天井に近接して設置された柱又は梁については、防火避難の観点から、内装制限の対象とすることが望ましい。

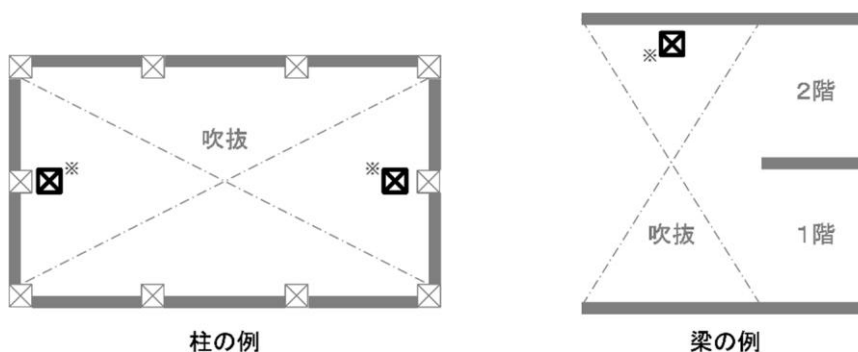
【内装制限の対象とならない例】

下図の※部分は、壁又は天井から独立したものと判断する。



【内装制限の対象とすることが望ましい例】

下図の※部分は、壁又は天井に近接したものと判断する。



【関係法令等】

- ・法第35条の2
- ・令128条の5
- ・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)36.3)内装制限における柱・はり等の取扱い

2. 建築物の敷地、構造及び建築設備

2-a 敷地

2-b 一般構造

2-c 構造強度

2-d 耐火構造、防火構造、防火区画等

2-e 避難施設等

2-f 内装制限

2-g 建築設備

コード番号	取扱い区分
2-g-001	指導

施行年月日 昭和59年4月1日
改正年月日 平成22年4月1日
廃止年月日

事例 昇降機機械室の出入口の戸の構造について

法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とする。ただし、通気用ガラリを付けることは可とする。

(参考)

昇降機技術基準の解説2009年版 1-2 36ページ

【関係法令等】

- ・法第2条第9号の2ロ、法第34条
- ・令第129条の9第4号、令第109条、令第109条の2
- ・昇降機技術基準の解説2009年版

コード番号	取扱い区分
2-g-002	手続き・指導

施行年月日 平成2年9月18日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 建築物に設置する昇降機の確認申請及び手数料の取扱いについて

建築物の建築計画に昇降機が含まれる場合は、昇降機を含む建築物として確認申請（「併願申請」という。）を行うこととされているが、建築物の確認申請時には昇降機の仕様等が未定ことが多い。

このため、法第87条の4の規定を準用し、建築物の確認申請とは別に、昇降機の確認申請（「別願申請」という。）をすることを原則とする。

法第6条第1項の建築物の区分	別願申請の場合		（参考）併願申請の場合	
	確認申請を要するもの（昇降機の確認申請とする）	手数料	確認申請を要するもの（建築物の確認申請に含める）	手数料
1号建築物	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター※1（籠が住戸内のみを昇降するものを除く） エスカレーター フロアタイプの小荷物専用昇降機 	徴収	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター エスカレーター フロアタイプ及びテールタイプの小荷物専用昇降機 	徴収 （籠が住戸内のみを昇降するエレベーター及びテールタイプの小荷物専用昇降機を除く）
中大規模2号建築物※2				徴収 （エレベーター及びテールタイプの小荷物専用昇降機を除く）
小規模2号建築物※3				徴収 （エレベーター及びテールタイプの小荷物専用昇降機を除く）
3号建築物	— （別願申請はできないが必要に応じて法第12条第5項の報告を求める場合がある）	—	<ul style="list-style-type: none"> 同上（階数1のため、段差解消機等のエレベーターが想定される） 	不要 （運用により手数料不要とする）

※1 「エレベーター」とは、第129条の3第1項第一号に掲げるエレベーターである（階段昇降機や段差解消機等も含まれる）。

※2 階数が3以上であるもの、延べ面積が500㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるもの

※3 上記以外の2号建築物

注1 別願申請において、一の建築物に複数の昇降機を設置する場合、1申請につき1台とするが、当該昇降機の仕様が同じである場合の添付図書の省略については各特定行政庁の判断による。

注2 法第18条第2項の規定による計画通知の取扱いについても本取扱いを準用する。

【関係法令等】

- ・法第6条第1項、法第87条の4、法第12条第5項
- ・令第146条、令和6年告示第1148号
- ・平成10年11月16日付建設省住指発596号

コード番号	取扱い区分
2-g-005	解釈

施行年月日 平成5年12月1日
改正年月日 令和元年7月1日
廃止年月日

事例 浄化槽の人員算定で用途が複数ある場合の算定

各々の用途で計算し、合算した数値の小数点以下を切り上げて人員を算出する。

(具体例)

3階 事務所（厨房設備有／405.05㎡） n = 0.075 A
2階 観覧場（503.01㎡） n = 0.065 A
1階 公衆便所（便器数10） n = 16 C

$$\begin{aligned}n &= 0.075 A + 0.065 A + 16 C \\ &= 30.37875 + 32.69565 + 160 \\ &= 223.0744 \\ &\rightarrow 224 \text{人}\end{aligned}$$

【関係法令等】

- ・ 法第31条
- ・ 令第32条
- ・ S44告示第3184号
- ・ 浄化槽の設計・施工上の運用指針2015年版

コード番号	取扱い区分
2-g-007	解釈

施行年月日 平成16年12月15日
 改正年月日 令和7年4月1日
 廃止年月日

事例 昇降機の確認申請の手続きについて

昇降機を法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に設ける場合には、同項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知（以下「確認等」という。）を要する場合を除き、法第87条の4の規定に基づき確認等を要する（令第146条第1項第一号又は第二号の規定に基づき国土交通大臣が定めるエレベーター、テーブルタイプの小荷物昇降機を除く）。

1. 確認等を要するもの

次の工事は、法第87条の4に規定する「設ける場合」に該当し、確認等を要するものとして扱う。

エレベーター	(1) エレベーターを新設する場合 (2) 既設のエレベーターを撤去・新設する場合 (既存の乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も撤去・新設とみなす。)
エスカレーター	(1) エスカレーターを新設する場合 (2) 既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 (トラス等（トラス又は梁）、踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り替える場合は、撤去・新設とみなす。)
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※ 確認等を要する場合は、令第5章の4第2節（昇降機）の全ての規定に適合しなければならない。

※ 昇降機の移設は、移設先において新設する場合とする。

2. 確認等を要しない既存昇降機の改修

次の工事は、重要な仕様変更を伴う改修工事であり、法第12条第5項の規定に基づき報告を求める場合がある。

エレベーター	(1) 機械室を移設するとき (2) エレベーターの用途を変更するとき (3) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき。 (4) 昇降工程を延長するとき
エスカレーター	(1) 輸送能力を変更するとき (2) 速度を変更するとき
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

【関係法令等】

- ・法第6条、第18条、第34条、第87条の4
- ・令第5章の4第2節、令第146条
- ・H12年告示1423号、H28年告示第239号、R6年告示第1148号、昇降機技術基準の解説2016年版

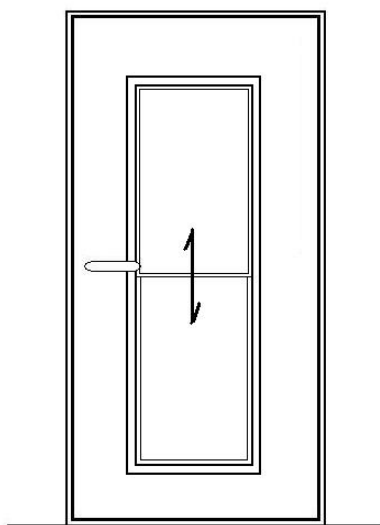
コード番号	取扱い区分
2-g-008	解釈

施行年月日 平成23年4月1日
改正年月日
廃止年月日

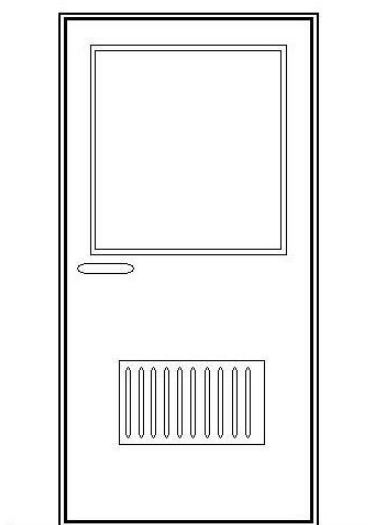
事例 火気使用室に設ける給気口の取扱いについて

機械換気設備の場合の給気口は、勝手口の戸に設けられた上下スライド式の開口部やガラリでも認めることとする。

また、自然換気設備の場合の給気口は、常時開放された構造であることが必要であるため、上下スライド式の開口部や随時閉鎖可能なガラリは認められない。



上下スライド開口部



ガラリ

【関係法令等】

- ・ 法第28条第3項
- ・ 令第20条の3第2項
- ・ 令第129条の2の5
- ・ S43告示第1826号
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針2003年版2-15

コード番号	取扱い区分
2-g-009	解釈・指導

施行年月日 平成28年7月1日
改正年月日
廃止年月日

事例 浄化槽処理対象人員算定について

原則、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」によるが、実情に添わないと考えられる場合は、使用水量等の資料などを基にして算定人員の増減をすることができる。

※使用水量等を確認するための資料の例

- ①使用水量を証明するもの
- ②居住人数を証明するもの
- ③類似施設の状況を証明する資料
- ④その他資料

【関係法令等】

- ・法第31条第2項
- ・令第32条